

【中国大野木会計グループ政策紹介 202105】

北京・天津大野木マイツ 平出

まもなく2020年度の企業所得税確定申告期限になります。

確定申告においては、会計上費用計上しても、税金計算上では加減算を必要とする項目がいくつかあり、例えば交際費や福利費の限度額による調整などはわかりやすい例です。

それ以外にも課税所得調整で下記のような費用項目について調整が行われているケースもあるのではないのでしょうか。その内容を検証してみたいと思います。

I. 個人の所得課税をしたうえでないと税務上の費用とならない支出

■ 商業保険・医療費実費精算

皆様の会社の中には、法定社会保険に含まれる医療保険に加えて、福利厚生の一環として会社負担で従業員に対して商業保険に加入させてあげるという会社も多いと思います。このときに支払った費用を「保険料」という科目で計上してしまうと、『事業と直接関係ない費用』ということで損金算入できないことになります。

また、会社によっては医療保険で賄えない治療費等を会社負担で精算してあげるケースもみられますが、これらの費用を病院が発行した診療費明細等を基に「福利費」等で会計処理をしていると、これも同様に『事業と直接関係ない費用』として税務上の費用としては認められません。

会社の税務上の経費とするためには、これらの保険料・治療費等を個人所得税の計算上給与所得に含めて税金を計算して納付することで、税務上の損金算入ができることになるとおもわれます（そもそもこれらの福利項目は中国個人所得税法上では課税所得となります。）

なお、給与所得に算入したこれらの費用は会計処理をする際に「給与」科目に入れるのか「福利厚生費」に入れるのかですが、「給与」に入れると翌年の社会保険基数や将来的な経済補償金の基数に影響するかもしれません。この点については監査を担当する監査法人等にも意見を聞いてみて処理をしてください。

II. 契約書の作り方を検討する必要がある支出

■ 非居住者企業の源泉税

日本親会社に対してロイヤルティや技術支援者派遣費用などを支払う場合に、取引の内容によって発生する親会社が負担すべき企業所得税や、増値税に付随して発生する流通税付加費を「税金」科目で処理をしてしまうケースが見受けられます。これも冒頭の給与にか

かる個人所得税と同じく、『第三者である「親会社」が負担すべき税金を払っている』として、税務上の損金算入が認められません。

たとえば親会社が100万の請求をして、現地法人から100万を送金するためには、請求金額を親会社が中国で納付すべき税金を含んだ金額でグロスアップ計算した金額にして、中国側ではその金額の中から源泉徴収したものとして税金を納付する形式にすれば、全額を税務上の損金とすることができます。

借) ロイヤルティ・技術者派遣費用 100+XX (グロスアップ計算により税金分加算)
貸) 未払費用 (または「現金預金」) 100
未払税金 (または「現金預金」) XX

■ 個人オーナー物件を駐在員の社宅として借り上げた際のオーナーが負担すべき税金

駐在員の社宅について会社が契約して借り上げるときには経費処理の必要上、貸主名義で発票を発行してもらうこととなりますが、貸主が個人オーナーの場合には、その個人オーナーに税務局で発票を発行(「代開発票」)してもらうこととなります。発票を発行してもらうためには当然、オーナーは税務局で不動産収入にかかる税金を納付する必要があります。当初の賃貸借契約締結の際にこの税金を誰が負担するのかを明確にしておかないと、発票を発行してもらうときになって初めてオーナーから「税金は借主で負担して」といわれてやむなく会社が税金分を負担しても、この税金はオーナーが負担すべき性質の税金であり、納付書に記載される納税者はオーナーの名義で発行されますので、会社の税務上の経費として損金算入することはできません。賃貸借契約の家賃を決める際に、この税金分も加味して金額を決定する必要があります。すでに契約を締結してしまっているものについて、費用対効果を考慮したうえで、オーナーと契約書の締結のやり直しをすることも検討が必要です。

III. 会計処理(科目)の見直しが必要な支出

■ 出向者給与にかかる個人所得税

日本からの出向者の給与にかかる個人所得税を実際納付した月に「税金」という科目で計上している事例をときどき目にします。特に日本払い給与を日本親会社負担として、個人所得税は人民元払い給与と合算して正しく申告を行っている場合にこのケースが多くなります。普通であれば会計仕訳を入れる際に下記のように個人所得税もあくまで「給与」の一部として処理をします。

借) 給与(税金込み) x x
貸) 未払給与(実際支給額) x x
未払税金-個人所得税 x x

ところが、日本払い給与が中国側で会計上費用処理されないこともあって、個人所得税を

支払った際に「税金」として会計処理をしてしまうと、個人所得税はあくまで個人が負担すべき税金であるため、会社が『第三者(他人)のための税金を負担した』ということになり、税務上の損金として認められないこととなります。

このような場合には、会計仕訳を下記のようにすることで、税務上の損金算入ができることとなります。

借) 給与 x x

貸) 未払税金-個人所得税(納付月に費用計上するのであれば「現金預金」)

IV. そもそも中国の企業所得税法上で税務上の経費として認められない支出

■ 財産保険・ゴルフ会員権など

商業保険でも会社の保有する金品・物品に対する「財産保険」は中国企業所得税法上では「事業に直接関係ない費用」として、税務上の損金として認められないケースが多く見られます。

またゴルフ会員権などにかかる費用も中国では税務上の損金としてみとめられないケースが多いようです。

■ 個人等からリースした車両にかかるガソリン代・車両保険等の費用

会社で社用車を持たずリースで対応している企業も多いかと思います。このときライセンスを有するリース会社から車両をリースして、リース契約の中でガソリン代・車両保険等もリース会社から請求をしてもらい支払った場合には、税務上の損金処理ができますが、ライセンスを有していない個人等から車両をリースして、ガソリン代や車両保険を会社でその都度発票を基に精算した場合には、税務上の損金算入が認められません。

また会社に社用車がなく、社員個人が自家用車を業務で使用して、その際のガソリン代や駐車場代を会社で精算した場合にも、税務上の損金としては認められません。どうしても税務上の損金としたければ、手当として個人所得税法上給与課税したうえで「給与」「福利厚生費」とすればその余地があると思います。

以上